

Title	ウィリアム・ゼラーマイヤー著『法的論證：法の進化過程』
Sub Title	William Zelermyer : Legal reasoning ; the evolutionary process of law
Author	平, 良(Taira, Ryō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1961
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.34, No.4 (1961. 4) ,p.88- 91
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19610415-0088">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19610415-0088</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

William Zelmyer :

LEGAL REASONING

*The evolutionary process of law*

Prentice Hall, 1960 174 pp.

ウイリアム・ゼラーマイヤー著

『法的論證——法の進化過程』

本書の題である Legal Reasoning を「法的論證」と譯すことが適當であるかどうかは疑問であるが、他に適當な譯語が見當らないままに、そのまま譯しておく。ゼラーマイヤー教授によると「法的論證」というのは、「若干の(法的な)表現 displays に集中し、それを分析し、質問を投げかけ、そしてそれが解釋された方法を見てみよう。諸君は間もなく、表現のそれぞれが多くの部分によつて構成され、この部分が一定の内容 substance によつてまとめられていることに気がつくだろう。この内容を『法的論證』とよんでいるのである。」(序文)といつている。この本は必ずしも特定の法規の研究や、非常に深い思索をもとにしたものであるとはいえないけ

れども、法學を研究しようとする者にとつて、特に法學教育を受けようとしてゐる者に對して、特に法規の記憶をし、さしあつて試験を通れば良いと考へてゐる者に對して、永續性を持つた法學の勉強はどういうところにあるか、といつたことを教えようとしてゐるのである。セラマイヤーは、シラキューズ大學 Syracuse University の商法 Business Law の教授であるが本書は必ずしも商法の問題を取扱つてゐない。そして、法律家以外の者に對しても讀みやすくするという配慮からか、必ずしも法律的に正確な表現を用いてゐるとはいへない。四章からなる本書には「七ツの海、法的論證の基礎と構造」[THE SEVEN SEAS, Foundation and structure of legal reasoning 「ばかりを傾けること、人身に對する侵害——兩側の論證、だが多數が支配する法則」[TIPPING THE SCALES, Personal injury—reasoning on both sides, but majority rules 「いづかばいづか、水増し雇傭——立法と裁判所による取扱」] ALL OR NOTHING AT ALL, Featherbedding—legislation and judicial treatment 「考へを分つこと、法的論證の力は我々の行爲及び欲求によつて支持される。』PARLING THOUGHT, The weight of legal reasoning is supported by our deeds and our desires という、ジャーナリスティックなタイトルと、内容を説明したサブ・タイトルがつけられてゐる。

第一章は序論、第四章は結論に當る比較的短いものであり、中心は第二章において、人身に對する侵害に關連した不法行爲の判例、第三章は水増し雇傭に關する一連の立法と事件の經過に對する論證がされてゐる。結びである第四章はこうした種々の論證の行われる理由に對する簡單な示唆である。内容を見ると、第一章「七ツの海」の冒頭は「論證とは結論に到達するために、又、結論を正當化することを目ざした思考の過程である。」(p. 3) ということにはじまり、法は理性によつて支持されるものであり、そのことは、單に論理によつて行われるものでなく、法的論證には論理以上の何ものが含まれるのである。そして、法的論證は變化して行く社會に應ずるものでなければならぬのである。しかも、我々に興えられてゐる法的正當性は、具體的な狀況に對して適用されて行かなければならぬのであり、分析や、解釋や、適用がさまざまな形で取り扱われて來るのである。

例として、オハイオ州のアーサー・マレー・ダンス・スタジオ對ウイター事件 Arthur Murray Dance Studios v. Witter, 105 N.E. 2d. 685 (1952) 及び、オハイオ州法三三〇一・〇一條 Section 3101. 01 of Revised Code of Ohio すなわち、オハイオ州の婚姻年齢、能力に關する法規の解釋を取り上げている。前者については、一四一五年にダイヤー事件 Dyer's Case があり、一

應定まつた法則が存在していたのであるが、その後五〇〇年を経過する間にどのように變化し、アーサー・マレー事件にいたるまでの過程と、その原因を考へる必要がある、理性に従うということ自体が不明白であること、そして裁判官自身が事件を論證するために七ツの海をさまよわなければならないことを示している。後者については、法文の文言自体が、文字通り讀んで必ずしも明らかでなく、又、常識的に讀んでみて明らかであつたにしても、一つの事案を解決するために、裁判官が極めてまわりくどい論證をし、決して單刀直入に答を出していないことを皮肉と思われるほど指摘しているのである。

第二章は、アメリカにおける過失の法理についての代表的な判例であるボルスグラフ事件、*Palsgraf v. Long Island Railroad Co.*, 248 N. Y. 339, 182 N. E. 99 (1928) の分析を例とした、裁判官、辯護士の論證の過程である。ニュー・ヨーク州の控訴部裁判所(控訴審)においては「本件についての先例は存在していない、各事件はそれぞれ固有の事實にもとづくものである。」といいながら、幾つかの類似の判例を引用していること。そして、事件がニュー・ヨーク州控訴裁判所(最終審)に上告されるに當つて、上告人、被上告人とも數多くの先例を引用し、四對三に終つた上告審の裁判の多數意見、少數意見のそれぞれが數多くの先例を引用して各

々の立場を論證しようとしているのであるが、こうした、當事者や裁判官によつて論證の根據とされている先例の一つ一つを紹介し、それが、問題となつてゐるボルスグラフ事件の事實に對して、どのような關係を持つてゐるのかを示している。先例は事件の事實と類似しているが故に論證の資料とされるものであろうか、或は先例の中に示されている意見や、時には言葉じりが有力であるから説得力を持つものとして引用されるのであるか。相對立する先例、同一先例に對する相對立する分析と解釋をボルスグラフ事件に即して問ひかけてゐるのである。

第三章は一九五九年のタフト・ハートレイ法の修正にいたるまでの「水増し雇傭」の禁止或は制限をめぐる立法と裁判所による解釋を中心とし、機械の發達、合理化の中に置かれてゐる労働者の權利と公けの利益といつた問題をたどつてゐるのである。一八九七年のホプキンス事件 *Hopkins v. Oxley Shave Co.*, 83 F. 912 (1897) における、製造業者の機械の採用によつて労働者が職を失ふことに對して、労働者は機械の使用を止めるような共謀は許されていない事件から、いくつかの判例、州制定法を通し、シャーマン法(一八九〇年)、クレイトン法(一九一四年)、ノリス・ラガーデア法(一九三二年)、コプランド(反脅迫 *Anti-Racketeering*) 法(一九三九年)、そして、タフト・ハートレイ法(一九四七年)その他の

連邦制定法が、どのような要請にもついで制定され、制定されたものが解釋され、更に裁判所による運営の結果修正されることになつたか、ということを見ているのである。機械の發達に伴う合理化の問題は、現在においても、又、將來においても多くの問題を残すのであり、一片の立法によつて、勞働者に不當勞働行爲のラク印を押すことも出来ないし、他面、技術の發達に伴い不合理な經營や技術をそのまましておくことも出来ないからである。

本書の第一章から第三章までが著者の述べたいこと、又、著者自身の方法論の中心を示しているものである。その中心は、營業の制限を伴つた判例、婚姻能力と他州の婚姻の効力の事件、過失の法理、不當勞働行爲と水増し雇傭事件といつた四つの問題である。そして、著者は法的論證とは如何なるものであり、如何にあるべきかを抽象的な理論や方法論として語つているのでなく、具體的な事例を通して、判例の場合、制定法の場合を示しているのである。いつてみれば、ここでは理論法學が現實の中の應用問題の形を通して述べられているのである。そして、著者自身の理念については必ずしも明らかにされていない。というよりは、むしろ、本書の中に極めて多く出されている疑問文に讀者が答えることによつてえられるものであるかもしれない。その意味では、この本から結論を出すのは讀者自身であり、この本から學ぶものはアプローチの一つであると

いえる。ただ、疑問文に答え、併せて新しく疑問を加えて行くなら、本書に示されているケース・スタディを通して、いわゆるリーガル・マインドを養い、自らの論證を育てて行くのに役立つと思われるのである。それは又、直接にアメリカ流のケース・メソッドのクラスに参加する機会のない者に對して、ケース・メソッドのクラスに参加者として教授から問いを投げかけられている雰圍氣を汲みとることが出来るかもしれない。従つて、本書はアメリカにおいてこれから法學をはじめようとする者に一つの示唆を興えると共に、それは離れて我々にも、一つの研究方法を示してくれるかもしれない。

こうした意味から考えると、結論の代りにつけ加えた第四章は、それが四頁足らずの短いものであるだけに著者の見解が十分に説明されているとはいえない。特に、サブ・タイトルとして「法的論證の力は我々の行爲及び欲求によつて支持される」といつたことが、かえつて結論に對する先入觀を持たせるだけのものとなるのである。そして、それが結論であるとする著者の論證が充分にされているとはいえない。むしろ、學ぶことがあるとすれば、終近くに命令形で加えられている若干の言葉「一般化することに氣をつけなさい。」一つの判例を讀んで一般化してはいけなさい。」といつた、判例を學んで行く上での忠告に求められるかもしれない。